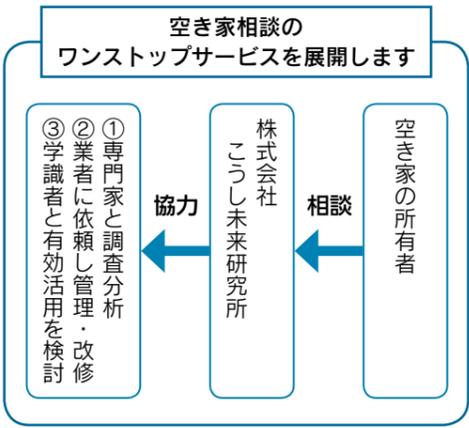


# 空き家の「リフォーム」で困っていませんか

▼問い合わせ先 交通防災課(合志庁舎)  
☎(248)1112

平成27年度に行なった空家実態調査によると市内の空き家の総数は推計で約260戸にのぼります。  
さらに高齢化や住宅の老朽化に伴い、今後も空き家が増えていくと予想されます。  
市は空き家の管理不全を解消するため、株式会社こうし未来研究所に委託し、空き家に関する「相談」や「調査・分析」などの実態調査から、「管理・改修」、「有効活用」まで一括してサポートしていきます。



●空き家の増加は地域全体の課題  
空き家が増えると地域に活気がなくなり、住みたいと思う人が減るなど地域の価値の低下を生みだします。皆さんの周りで次のようなことは当てはまりませんか。  
・空き家を所有しているがどうしたらいいのかわからない  
・長い間、人が住んでいない家が地域にある



●個別ケースに合わせて対応します  
空き家を解消するためのアドバイスやリノベーション(物件の価値を高める改修)など個別事例に基づいて対応します。まずはご相談ください。

●問い合わせ先  
株式会社こうし未来研究所  
(西合志庁舎 2階)  
☎(288)3731

# 平成29年度の

## 介護保険料額が決まりました

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)  
☎(242)1109

### 納入通知書(介護保険料決定通知書)を送付します

本年度の介護保険料が決定しました。この通知書には保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。平成28年中の所得によって、保険料が増減する人や納付方法が変わる人がいますのでご確認ください。  
**保険料の納め方**

- 特別徴収 年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
- ※4月・6月は平成27年中の所得で仮に計算していましたが、6月に平成28年中の所得が確定するため、8月以降の保険料で調整します。
- 普通徴収 納付書払いや口座振替による納付(6月から翌年1月まで毎月)
- ※口座振替には申し込みが必要です。市役所、支所、または市内各金融機関で受け付けています。なお、前年度までに口座振替で納付している人は、あらかじめ手続きをする必要はありません。



### 日本年金機構からの「年金振込通知書」と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される「年金振込通知書」は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。

8月以降の介護保険料について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料と、市から送付する「介護保険料決定通知書」に記載された介護保険料が一致しないことがあります。  
実際に天引きされる介護保険料は、市から送付する介護保険料決定通知書に記載された金額です。

### 平成29年度の保険料額をお知らせします

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。  
**保険料の納め方**

- 特別徴収 年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
- ※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます。
- 普通徴収 納付書払いや口座振替による納付(7月〜翌年2月・毎月)
- ※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

**保険料の算定方法**

均等割額 47,900円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円) ×9.26%
=		
保険料額(年額) (限度額57万円)		

**保険料の軽減対象が拡大しました**  
本年度から保険料の均等割額の軽減基準が見直され、軽減対象者が増えました。左図の部分が変更箇所です。

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等
9割軽減	【基礎控除額33万円】を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
8.5割軽減	【基礎控除額33万円】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額33万円+27万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額33万円+49万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯

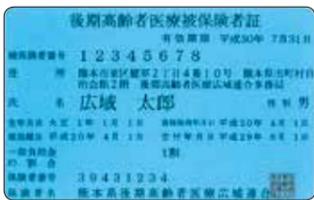
# 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

## 新しい保険証などを送付します

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)  
☎(242)1109

### 新しい保険証は水色です

後期高齢者医療制度のオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日です。  
水色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便(受け取りに印鑑などが必要)で送ります。8月1日からは新しい保険証を使ってください。



保険証見本

### 対象者は自己負担額が軽減されます

医療機関の窓口で支払う医療費や、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

●対象 世帯全員が住民税非課税(負担区分が低所得IまたはII)の人

### 申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、高齢者支援課、合志庁舎市民課、各支所で申請してください。申請には保険証と印鑑、マイナンバーが分かるものが必要です。

### 更新手続き

現在オレンジ色の認定証を持っている人で、8月1日以降も交付対象になる人には、水色の新しい認定証を保険証と同封して送ります。更新手続きは必要ありません。

### 75歳未満の人も加入できます

65歳から74歳で一定の障がいの状態にある人は、任意の申請により障がい認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入できます。詳しくはお尋ねください。



### 後期高齢者歯科口腔健診

後期高齢者医療制度の加入者を対象に健診を行います。お口の健康が乱れると、食べる、話すなどの口腔機能が低下し、虫歯や歯周病だけでなく糖尿病や心臓病などに影響することもあります。

この機会に、毎年1度は歯科口腔健診を受けましょう。

- 受診期限 平成30年3月31日(土)
- 自己負担額 400円
- 検査項目 問診、歯や入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲みこむ機能の評価など
- 申込方法 希望者に受診券を送付しますのでご連絡ください。受診券が届いたら、記載された歯科医院へ電話などで予約し、受診してください。